

一般社団法人七夕協会  
定款

平成28年6月29日 作 成

# 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人七夕協会と称し、英文では、Tanabata Association. と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

- 2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、七夕を中心とする行事や活動を奨励・支援する団体として、まず会員に自己実現の機会を与え、理念と信条と理想に生きるための心境・環境を整え、会員相互間での情報交換や相互支援しうるネットワークをつくり、七夕文化の国内外への普及と発展を図り、七夕を最大の機会として、地球上のあらゆる地域において、心豊かな社会を創出することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 七夕に関する寄付サイトの企画・制作・運営
2. 七夕まつり、その他七夕関連行事への企画・資金・物品・人材・観光

の支援

3. 七夕に関する各種イベント、チャリティーセミナー、講演会等の企画・運営・管理・実施
4. 七夕の普及・発展に資するインターネット及び印刷物等による情報提供サービス
5. 七夕に関する会員コミュニティ・国際的な交流活動を推進する事業
6. 前各号に掲げる事業に附属又は関連する事業
7. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 名誉会員 世界の七夕行事に関し、功績名望ある者のうちから推挙される個人
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人、法人又は団体、またはとくに当法人に対し功労のあった個人、法人又は団体のうちから推挙される個人、法人、団体
- (3) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した日本国内に在住する個人、法人又は団体
- (4) 学生会員 当法人の目的に賛同して入会した日本国内に在住する学生

(入会)

第6条 正会員、賛助会員又は学生会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員、賛助会員又は学生会員となる。

(入会金及び会費)

第7条 正会員及び学生会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して半年以上なされなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 死亡し、又は解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第4章 社員総会

### (構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

### (権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の総額並びにその支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 入会の基準並びに会費、入会金等及び賛助会費の金額に係る定め
- (6) 会員の除名
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
- (8) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (10) 基本財産の処分又は除外の承認
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

### (種類及び開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

### (招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、

書面または電子的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集  
手続を省略することができる。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理  
事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の  
招集を請求することができる。

(議 長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による  
支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長  
を選出する。

(決 議)

第17条 社員総会の決議は、一般法人法第49条第2項に規定する事項及びこの  
定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する  
正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成  
する。

- 2 議長又は議事録作成者は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子  
署名する。

(代理)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の  
行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理  
人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議・報告の省略)

第20条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合  
において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により  
同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議が

あったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(社員総会規則)

第21条 社員総会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

## 第5章 役員

(種類及び定数)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を代表理事とし、1名を一般法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関

係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第22条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決

権の3分の2以上に当たる多数の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第29条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第39条に定める理事会規則によるものとする。

## 第6章 理事会

(設置)

第30条 当法人は、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止

(3) 前各号に定めるもののほか、当法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
  - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(種類及び開催)

第32条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度1回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
  - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 監事から、一般法人法第100条に規定する場合において必要があると認めて、代表理事に招集の請求があったとき。
  - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 代表理事は、前条第3項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事

会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

(理事会規則)

第39条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第7章 財産及び会計

### (財産の種別)

第40条 当法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は当法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以後に寄付を受けた財産については、その半額以上を第4条第1項第1号から第7号までの公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

### (基本財産の維持及び処分)

第41条 基本財産について当法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の決議を得なければならない。
- 3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 4 やむを得ない理由により公益目的不可欠特定財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の議決を経て、社員総会の議決を得なければならない。

### (財産の管理・運用)

第42条 当法人の財産の管理・運用は、代表理事が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

### (事業年度)

第43条 当法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第44条 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理

事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会へ報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

## 第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第46条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

- 2 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第47条 当法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第48条 当法人は、一般法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由により解散するほか、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決

議により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第49条 当法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、社員総会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは同法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の非分配)

第51条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第9章 委員会

(委員会)

第52条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 事務局

(事務局)

第53条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報公開)

第54条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

### (個人情報の保護)

第55条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第12章 公告の方法

### (公告の方法)

第56条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第13章 附 則

### (設立時社員の氏名及び住所)

第57条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都新宿区新宿六丁目27番29-1718号

小磯 卓也

宮城県仙台市青葉区一番町一丁目1番8号青葉パークビル10F

星山 真理子

### (設立時の役員)

第58条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	小磯 卓也
設立時理事	星山 真理子
設立時理事	高橋 健太郎
設立時監事	蛭田 昭史

(設立時の代表理事)

第59条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

東京都新宿区新宿六丁目27番29-1718号

設立時代表理事 小磯 卓也

(最初の事業年度)

第60条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年6月30日までとする。

(定款に定めのない事項)

第61条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人七夕協会を設立のため、設立時社員小磯卓也外1名の定款作成代理人である司法書士法人イストワール（社員 萩野谷 信之）は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成28年6月29日

設立時社員 東京都新宿区新宿六丁目27番29-1718号  
小磯 卓也  
設立時社員 宮城県仙台市青葉区一番町一丁目1番8号  
青葉パークビル10F  
星山 真理子

上記設立時社員2名の定款作成代理人

千葉県船橋市前原西二丁目14番2号津田沼駅前安田ビル7F  
司法書士法人イストワール  
社員 萩野谷 信之